



2023年5月24日

各 位

会 社 名 株式会社セルム
代表者名 代表取締役社長 加島 禎二
(コード：7367、スタンダード)
問合せ先 取締役 財務経理部長 吉富 敏雄
(TEL. 03-3440-2003)

監査等委員ではない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等の額設定ならびに 譲渡制限付株式報酬制度の概要決定に関するお知らせ

当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更並びに役員人事に関するお知らせ」で別途公表しておりますとおり、2023年6月29日開催予定の第7回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、本日開催の取締役会において、監査等委員ではない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等の額設定に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

また、当社は、2023年5月12日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」を公表しておりますが、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の概要を決定し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしましたので、これらを併せて、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員ではない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等の額設定について

当社の取締役の報酬等の額は、2016年9月27日開催の臨時株主総会において、年間報酬総額は2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認をいただいておりますが、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、本株主総会において別途付議することを予定しております監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案（取締役の員数の変更を含みます。）が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員ではない取締役の報酬等の額について年額2億円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の額について年額1億円以内と設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の導入及び概要について

(1) 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役、非常勤取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入は、本株主総会において別途付議を予定しております監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が原案どおり承認可決されることを条件とします。また、本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、本株主総会においては監査等委員ではない取締役の報酬等の額について年額2億円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と設定するこ

とにつき別途付議することを予定しておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2) 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額2千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年60,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

以 上